

# 令和8年度欧米豪市場向け宮城県観光魅力再評価・品質向上業務 基本仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度欧米豪市場向け宮城県観光魅力再評価・品質向上業務

## 2 委託業務の目的

観光庁の令和7年宿泊旅行統計（速報値）によると、欧米豪からの訪日旅行者における東北地方の全国シェアは1.0%、宮城県は0.3%と低水準であり、主な要因は「東北」の認知度不足にある。現地旅行会社もこの点を指摘しており、欧米豪市場向けのプロモーションやニーズに合った情報発信が十分でないことが背景にある。加えて、欧米豪からの訪日旅行経験者はオーバーツーリズムの傾向にある東京・京都・大阪の「ゴールデンルート」だけでなく、新たなディスプレイネーションに関心が強いことから、他地域と差別化されたユニークな観光コンテンツをPRすることにより、本県を含めた東北を周遊してもらう必要がある。

本業務では、欧米豪市場のニーズに精通した国内ランドオペレーター及び現地旅行会社（以下「国内ランドオペレーター等」という。）を招請し、県内で新たに造成・磨き上げた観光コンテンツを実際に視察・評価してもらうことで、プロの視点から改善点や魅力を把握し、欧米豪向けの情報発信力を強化することを目的とするとともに、国内ランドオペレーター等から直接的なフィードバックや市場動向を得ることで、欧米豪から本県への送客に繋がる関係構築を図り、最終的には県内事業者が販売可能なタリフとして商品化し、欧州サポートデスクによる営業活動や現地商談会等を通じて現地旅行会社のツアー商品造成に繋げることにより、本県への誘客促進を実現することを目指す。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務委託の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本業務の実施に当たっては、滞在期間が長く消費単価が高い傾向にあるフランスを中心とした欧米豪からの訪日旅行者のうち、高付加価値コンテンツを求める層を主要ターゲットとする。

また、当該ターゲットに訴求するコンテンツ造成及び磨き上げを行うため、欧米豪市場のニーズ（訴求コンテンツ、ストーリー等）を整理した上で、必要な業務活動計画、実施体制及び具体的手法を提案すること。

### （1）コンテンツの造成及び磨き上げ

#### ア 造成及び磨き上げ

- 宮城県内の地域資源や地域の強み、本業務で定めるターゲットの実態を考慮した上で、宮城県内の4圏域（仙台・松島エリア（仙台市を除く）、三陸エリア、県北エリア、県南エリア）それぞれ1件以上、合計6件以上の観光コンテンツを造成もしくは

磨き上げを行うこと。

#### イ 造成・磨き上げの要件

- ・ 1件1人あたり2～5万円程度で、本業務で定めるターゲットに則した体験型コンテンツとし、発注者、地域DMC、コンテンツホルダー等と十分に協議し、欧米豪市場に精通した専門家の助言を得ながら実施すること。
- ・ 現地ガイドや、公共交通機関でのアクセスが困難な地域における送迎サービスをオプションとして選択可能とするなど、コンテンツの高付加価値化につながる追加オプションを設けること。

#### ウ ヒアリング・現地確認

- ・ 関係事業者へのヒアリングを十分に行い、業務の進捗管理を適切に実施することし、コンテンツの状況や課題を把握するため、少なくとも1回は現地訪問を行うこと。

#### エ タリフの作成等

- ・ 造成及び磨き上げを行ったコンテンツについては、最終的に日本語版及び英語版のタリフとして整理し、受託者以外の地域DMO・DMCやコンテンツホルダーなどの地域事業者も販売できる形にまとめること。
- ・ 商談会等で当該タリフを説明できる資料も併せて作成すること。
- ・ 国内ランドオペレーター等が自社のウェブサイト等で当該コンテンツを紹介する際に活用できる写真を、各コンテンツにつき概ね10枚程度撮影し、データ形式で提供すること。なお、写真については商用利用を想定し、必要な権利処理を行った上で、地域DMO・DMC、旅行会社等が広報・販売促進に活用できるものとする。

### (2) モデルコース作成

宮城県内（仙台市を含む）を対象とした訪日旅行者向けモデルコース及び宮城県内（仙台市を含む）の宿泊施設を拠点とした隣県も含めた訪日旅行者向けモデルコースを、欧米豪市場のニーズに合わせて、2泊3日で少なくとも3件以上作成すること。

なお、(1)により造成及び磨き上げを行ったコンテンツを活用した上で、宮城県内の4圏域がバランス良く盛り込まれた構成とし、欧米豪からの訪日旅行者が興味を持ちやすいストーリー性を意識して設計すること。

また、モデルコースについて、サンプルイテナリーを作成すること。

### (3) 国内ランドオペレーター等の招請

#### ① 実施概要

##### ア 国内ランドオペレーター招請

- ・ 欧米豪市場において、FIT層向けの旅行商品及びオーダーメイドツアー、団体ツアーを造成している現地旅行会社と取引がある、日本国内に所在するランドオペレーター会社を2回（各2社2名以上）招請し、宮城の観光資源を視察してもらうことにより、旅行商品造成を促進すること。

##### イ 現地旅行会社招請

- ・ フランスを中心とする欧米豪市場において、FIT層向けの旅行商品及びオーダーメイドツアー、団体ツアーを造成しているツアー造成担当者を2回（各2社2名以上）欧米豪現地より招請し、宮城広域の観光資源を視察してもらうことにより、宮城の

認知度向上、旅行商品造成を促進するための興味喚起を図ること。なお、欧州現地から2社、米豪現地から各1社を招請すること。

ウ 国内ランドオペレーター等の招請共通

- ・ 各招請を踏まえ（１）及び（２）の評価や課題について検証し、課題への対応を図ること。
- ・ 宮城への送客見込みが高い国内ランドオペレーター等を提案すること。
- ・ 提案にあたっては、選定理由を明記することとし、その中には招請する現地旅行会社の顧客層や実績を含むこと。
- ・ 具体的な被招請者は企画提案内容を踏まえ委託者と協議の上、決定すること。
- ・ 被招請者の選定にあたっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。

②具体的業務内容

ア 招請行程の提案

（ア）国内ランドオペレーター招請

- ・ 計2回実施し、2泊3日程度とする。

（イ）現地旅行会社招請

- ・ 計2回実施し、2泊3日程度とする。
- ・ 行程に機内泊は含めない。

（ウ）国内ランドオペレーター等の招請共通

- ・ 国内ランドオペレーター招請時の視察先としては、（１）で造成及び磨き上げを行ったコンテンツを優先して選定することとし、少なくとも1回以上は視察先として選定すること。
- ・ 現地旅行会社招請時の視察先としては、（２）で造成したモデルコースを選定すること。
- ・ FIT層向け旅行商品、オーダーメイドツアー、団体ツアーを扱う現地旅行会社へ強く訴求することができ長期滞在も可能な宿泊施設へ宿泊すること。ただし、予約の都合や施設のキャパシティ等の理由から施設への宿泊が難しい場合には、同施設において宿泊を伴わない視察を十分に行うことで、代替の施設での宿泊を手配しても構わないものとする。
- ・ 行程及び視察先の情報は、受託事業者、委託者、ガイド兼通訳、視察先の所在する基礎自治体及び観光協会等の関係者で共有し、効率的に視察ができるよう配慮すること。

イ 招請に向けた旅行手配等

（ア）国内ランドオペレーター招請

- ・ 被招請者の旅行手配について、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・ 招請中の移動手段として、新幹線移動が必要な場合は普通車指定席を手配すること。

(イ) 現地旅行会社招請

- ・ 欧米豪⇄日本の航空券は、エコノミークラス席を手配すること。
- ・ 招請中の移動手段として、新幹線移動が必要な場合、グリーン車座席を手配すること。
- ・ 被招請者の旅行手配について、海外渡航費（被招請者の自宅⇄海外拠点空港までの往復移動含む）、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。

(ウ) 国内ランドオペレーター等の招請共通

- ・ 被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・ 招請中の移動手段として、車移動が必要な場合は専用車を手配すること。
- ・ 観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に視察許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・ 事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。（通訳とガイドは兼務でも構わない）なお、国内ランドオペレーター招請において、1回で招請する国内ランドオペレーター4社全てが日系の場合は、通訳は不要であるが、その場合であってもガイドは必要である。
- ・ 行程を計画通り安全かつ円滑に遂行されるよう、通訳とは別に旅程を管理するもの（添乗員等）を手配し、当該添乗員等に要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。
- ・ 原則として、受託者における当該事業の正担当者または副担当者が全ての招請行程に随行すること。
- ・ 宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・ 被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・ 招請の行程における各視察先等について、概要や交通情報等の情報をまとめた「旅のしおり」を作成し、被招請者に事前に提供するとともに、宮城の概要、宮城における公共交通機関の情報、及び招請行程の概要について、説明をすること。なお、本招請においては時間的制約等を踏まえ専用車による移動を妨げないが、被招請者が当該旅行商品を造成・販売する際に公共交通機関を基本とした移動方法や所要時間、ガイドとの集合・解散場所等について説明できるよう配慮すること。また、ガイドや公共交通機関でのアクセスが困難な地域について送迎サービスをオプションとして設定する場合には、招請期間中に適宜説明を行うこと。
- ・ 被招請者に対してアンケート調査を実施し、アンケートによる定量的な情報に加え招請期間中の聞き取り等による定性的な情報を集計・分析の上集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後の欧米豪市場からのインバウンド誘客の検討材料となる

ものにする。また、各招請を踏まえ、都度（１）及び（２）の評価や課題について検証し、課題への対応を図ること。

- ・ 招請実施後は被招請者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、旅行商品の造成に向けたフォローアップを行うこと。また、被招請者に対して、商品造成に向けた進捗や送客実績等について１回程度ヒアリングすることとし、その内容を取りまとめた資料を作成すること。
- ・ 事業報告書において商品造成や送客の実績（見込みを含む）について報告すること。なお、旅行商品が造成されない場合や送客がされない場合は、その理由を聞き取り、報告書に明記すること。

#### （４）その他

上記（１）から（３）のほか、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための独自提案を行うことは妨げない。

## ５ 事業報告

### （１）提出物

受注者は、本業務の完了後、速やかに任意様式による業務報告書（以下「業務報告書」という。）及び指定様式による業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、報告書については紙媒体１部及び電子媒体で提出し、成果物（タリフ、モデルコース及びヒアリング結果の資料等）の内容を含めること。

### （２）提出期限 令和９年３月３１日（水）

※タリフについては、令和８年１１月３０日（月）を提出期限とする。

### （３）報告書等の提出先

宮城県経済商工観光部 観光戦略課 欧州誘客推進班  
（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目８番１号）

## ６ 契約に関する条件等

### （１）著作権等

- ① 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら又は発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。
- ② 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本業務で使用使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において調査・確認を行うこと。
- ④ 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

### （２）機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

### (4) 再委託の制限等

- ① 受注者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等の必要事項を発注者に書面で報告しなければならない。

## 7 その他

(1) 台風、地震など自然災害等のやむを得ない事情により発注者の判断で事業を中止する場合には、中止が決定するまでに要した経費（キャンセルに係る費用を含む。）の実費のみを支払うこととし、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更する。

なお、変更契約額の確定に当たり、証憑書類の写し等の提出を求めることがある。

- (2) (1) の他、疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、実施することとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (5) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (6) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (8) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。